



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）12月25日  
号外第14号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【 条 例 】

番号		ページ
28	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	2
29	和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（生活保健課）	3
30	和歌山市財務に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（住宅政策課）	3
31	和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	3
32	和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課）	4
33	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	6
34	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	41
35	和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・（人事課）	46
36	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	46

### 【 規 則 】

61	和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	49
62	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	53
63	和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	54
64	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・（人事課）	56
65	和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	56

### 【 告 示 】

494	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	56
495	公示送達（令和5年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（保険総務課）	57
496	公示送達（令和5年度第4期及び第5期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	57
497	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	57
498	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	58
499	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	59
500	あらたに生じた土地の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	59
501	字の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務課）	59
502	令和5年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	60
503	公示送達（令和2年度から令和5年度まで国民健康保険料更正通知書及び令和5年度国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	60
504	和歌山市開発行為等に関する条例別表第3第1号及び第2号の規定による市長が指定する区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	60

## 【 公 告 】

- 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課） 61  
○ 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 63

## 【 企業局規程 】

- 13 和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 63  
14 和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・（企業総務課） 68  
15 和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程・・（企業総務課） 68

## 【 条 例 】

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市条例第28号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に支給する。

2 給与条例第26条の4第1項、第2項前段、第3項及び第5項の規定は、前項に規定するフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第20条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第32条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第32条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給する。

2 給与条例第26条の4第1項、第2項前段、第3項及び第5項の規定は、前項に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、給与条例第26条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは、

「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第11条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について支給する。

2 条例第15条の規定は、前項に規定する会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

（和歌山市企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 和歌山市企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員について支給する。

2 条例第11条の規定は、前項に規定する会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第26条の4第1項」の次に「又は和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の2第2項若しくは第32条の2第2項の規定により準用する和歌山市職員給与条例第26条の4第1項」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和5年12月25日揭示済）

---

和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第29号

和歌山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

和歌山市旅館業法施行条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条中「及び法第3条の3第3項」を「、法第3条の3第2項及び法第3条の4第3項」に改める。

第9条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年12月25日揭示済）

---

和歌山市財務に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第30号

和歌山市財務に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 土地造成事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

（令和5年12月25日揭示済）

---

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第31号**

和歌山市開発行為等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市開発行為等に関する条例（平成12年条例第77号）の一部を次のように改正する。

第16条の4第3号及び第16条の5第3号中「別表第3」を「別表第3第1号又は第2号」に、「同表」を「同表各号」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第16条の4、第16条の5関係）

区域	用途
(1) 栗栖字前田、出島字前田、栗栖字松本、出島字松本、栗栖字堂ノ前、出島字堂ノ前、栗栖字中須、出島字中須、栗栖字碓合、出島字碓合、栗栖字大窪り、出島字大窪り、栗栖字番頭免、出島字番頭免、栗栖字音浦のうち、市長が指定する区域	店舗、事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第2（か）の項に掲げる建築物であるものを除く。）及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する建築物で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの
(2) 寺内字南沖田、西字淀、西字南沖田、森小手穂字淀、森小手穂字南沖田、森小手穂字相方、吉礼字 <sup>はた</sup> むかひのうち、市長が指定する区域	店舗、事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第2（か）の項に掲げる建築物であるものを除く。）及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する建築物で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和5年12月25日揭示済）

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第32号**

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「そのきよう体は雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式ものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保

たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第55条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 ちゅう房設備の項を次のように改める。

ちゅう房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ、組込型グリル付こんろ、組込型グリドル付こんろ、キャビネット形こんろ、キャビネット型グリル付こんろ、キャビネット型グリドル付こんろ	14以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21以下	100	15注	15	15注		
			不燃	開放式	組込型こんろ、組込型グリル付こんろ、組込型グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ、キャビネット型グリル付こんろ、キャビネット型グリドル付こんろ	14以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	21以下	80	0	—		0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	上記に分類されないもの				使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300		200
					使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200		100
					使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100		50

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の和歌山市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（令和5年12月25日揭示済）

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市条例第33号**

和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例

（和歌山市職員給与条例の一部改正）

第1条 和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第26条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000

8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
定年	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
前再	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
任用										
短時	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
間勤	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
務職	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
員以	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
外の										
職員	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			



73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			

106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表（1）

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300

4	181,800	224,400	343,600	423,900
5	183,400	226,100	345,600	425,400
6	185,300	227,400	347,200	426,900
7	187,100	228,600	348,800	428,700
8	189,000	229,900	350,300	430,500
9	190,700	231,600	351,800	432,200
10	192,800	233,300	353,800	434,000
11	194,800	235,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	357,700	437,700
13	198,800	238,100	359,600	439,400
14	200,900	240,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	363,300	443,100
16	205,100	243,900	364,900	445,000
17	207,300	245,600	366,500	446,700
18	209,400	248,000	368,300	448,500
19	211,600	250,400	370,100	450,300
20	213,500	252,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	373,500	453,700
22	217,300	257,600	375,400	455,400
23	218,800	259,900	377,100	457,300
24	220,300	262,100	378,800	459,000
25	221,800	264,300	380,100	460,700
26	223,000	266,500	381,900	462,300
27	224,200	268,900	383,700	463,900
28	225,500	271,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	387,400	466,900
30	228,300	275,600	389,200	468,200
31	229,900	277,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	393,000	470,800
33	232,700	282,000	394,600	472,000
34	234,400	284,200	396,300	472,700
35	236,200	286,300	397,900	473,400
36	237,700	288,200	399,600	474,100

	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	
	39	242,100	293,800	403,600	
	40	243,600	295,500	405,000	
	41	245,000	296,800	406,600	
	42	246,300	298,800	408,000	
	43	247,500	300,700	409,300	
	44	248,600	302,700	410,700	
	45	249,700	304,700	412,100	
	46	250,900	306,800	413,400	
	47	252,100	309,000	414,900	
	48	253,100	311,200	416,400	
	49	254,200	313,300	418,000	
	50	255,500	315,600	419,400	
	51	256,700	317,800	421,000	
	52	258,000	319,900	422,500	
	53	259,100	322,000	424,200	
	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
	67	273,400	347,500	442,900	
定年	68	274,700	349,500	444,100	
前再	69	275,900	351,300	445,300	
任用	70	277,100	353,200	446,500	
短時					

間勤 務職 員以 外の 職員	71	278,300	355,100	447,700
	72	279,500	357,000	448,900
	73	280,500	358,600	450,000
	74	281,500	360,500	450,600
	75	282,500	362,300	451,100
	76	283,400	364,200	451,600
	77	284,300	366,000	452,100
	78	285,200	367,700	
	79	286,100	369,300	
	80	287,000	370,900	
	81	287,800	372,300	
	82	288,900	373,800	
	83	289,900	375,200	
	84	290,900	376,500	
85	291,900	377,600		
86	292,900	379,000		
87	293,900	380,400		
88	294,900	381,700		
89	296,000	382,900		
90	297,100	384,200		
91	298,200	385,300		
92	299,200	386,500		
93	299,700	387,700		
94	300,700	388,800		
95	301,800	390,000		
96	303,000	391,200		
97	304,000	392,600		
98	305,100	393,600		
99	306,100	394,600		
100	307,100	395,600		
101	307,900	396,500		
102	309,000	397,500		
103	310,000	398,600		
104	311,000	399,700		

105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300

	138	325,700	415,600		
	139	326,000	415,900		
	140	326,300	416,100		
	141	326,500	416,300		
	142	326,700	416,600		
	143	327,000	416,900		
	144	327,200	417,100		
	145	327,500	417,300		
	146	327,700			
	147	328,000			
	148	328,300			
	149	328,500			
	150	328,700			
	151	329,000			
	152	329,300			
	153	329,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（2）

職員の区分	等級 号給	1級	2級	3級
		円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200
	2	178,700	195,500	305,800
	3	180,300	197,600	308,600
	4	181,800	199,800	311,000
	5	183,400	201,900	313,300
	6	185,300	204,000	315,400

7	187,100	206,100	317,500
8	189,000	208,200	319,600
9	190,700	210,400	321,600
10	192,800	212,800	323,800
11	194,800	215,100	326,100
12	196,800	217,300	328,400
13	198,800	219,700	330,600
14	200,900	221,400	332,400
15	203,000	222,900	334,200
16	205,100	224,400	335,900
17	207,300	226,100	337,600
18	209,400	227,400	339,600
19	211,600	228,600	341,600
20	213,500	229,900	343,600
21	215,700	231,600	345,600
22	217,300	233,300	347,200
23	218,800	235,000	348,800
24	220,300	236,600	350,300
25	221,800	238,100	351,800
26	222,900	240,100	353,600
27	224,000	242,000	355,300
28	225,200	243,900	357,000
29	226,700	245,600	358,600
30	228,200	248,000	360,200
31	229,700	250,400	361,800
32	231,200	252,800	363,300
33	232,500	255,200	364,600
34	234,100	257,600	366,100
35	235,800	259,900	367,600
36	237,200	262,100	369,300
37	238,500	264,300	371,000
38	239,900	266,500	372,500
39	241,300	268,900	373,800
40	242,700	271,000	375,200



41	244,000	273,300	376,300
42	245,300	275,600	377,700
43	246,500	277,800	379,100
44	247,800	279,900	380,600
45	249,100	282,000	382,000
46	250,400	284,200	383,600
47	251,600	286,300	385,100
48	252,700	288,200	386,600
49	253,800	290,300	387,900
50	255,100	292,000	389,400
51	256,400	293,800	390,800
52	257,400	295,500	392,100
53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800
	85	289,600	356,300	421,100
	86	290,400	357,900	421,500
	87	291,100	359,400	421,900
	88	291,900	360,900	422,200
	89	292,800	362,200	422,500
	90	293,700	363,500	422,800
	91	294,600	364,800	423,100
	92	295,300	366,200	423,300
	93	295,600	367,600	423,500
	94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100		
96	297,700	371,200		
97	298,400	372,200		
98	299,200	373,200		
99	300,000	374,200		
100	300,700	375,100		
101	301,400	375,900		
102	301,800	376,900		
103	302,200	377,800		
104	302,600	378,700		
105	302,800	379,500		
106	303,100	380,400		
107	303,400	381,300		

108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100
130		398,700
131		399,200
132		399,700
133		400,000
134		400,300
135		400,600
136		400,900
137		401,200
138		401,500
139		401,800
140		402,100

	141		402,400	
	142		402,700	
	143		403,000	
	144		403,300	
	145		403,500	
	146		403,800	
	147		404,100	
	148		404,300	
	149		404,500	
	150		404,800	
	151		405,100	
	152		405,300	
	153		405,500	
	154		405,800	
	155		406,100	
	156		406,300	
	157		406,500	
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		226,200	272,100	325,500

備考 この表は、専門教育職員に適用する。

教育職給料表（3）

職員 の区 分	等級 号給	1級	2級	3級
		円	円	円
	1	176,600	192,700	300,600
	2	178,100	194,800	303,200
	3	179,600	196,900	305,700
	4	181,100	199,000	308,200
	5	182,700	201,100	310,600
	6	184,500	203,200	312,800
	7	186,300	205,300	314,900
	8	188,100	207,400	317,000

9	189,900	209,500	318,900
10	191,900	211,900	321,200
11	193,900	214,300	323,500
12	196,000	216,700	325,800
13	198,000	218,900	327,900
14	200,100	220,400	329,900
15	202,200	221,900	331,900
16	204,300	223,400	333,400
17	206,400	224,900	335,000
18	208,500	226,300	337,000
19	210,600	227,500	339,100
20	212,700	228,900	341,300
21	214,800	230,300	343,100
22	216,300	231,900	344,700
23	217,700	233,500	346,300
24	219,100	235,100	347,700
25	220,700	236,700	349,500
26	222,000	238,600	351,400
27	223,100	240,500	353,100
28	224,400	242,400	354,800
29	225,700	244,100	356,500
30	227,100	246,500	358,100
31	228,600	248,900	359,800
32	229,900	251,300	361,200
33	231,400	253,600	362,700
34	233,000	255,900	364,300
35	234,600	258,200	366,000
36	236,100	260,500	367,700
37	237,700	262,600	369,300
38	239,300	264,800	370,700
39	240,800	267,100	372,100
40	242,200	269,400	373,400
41	243,600	271,500	374,800

42	245,000	273,600	376,300
43	246,200	275,800	377,800
44	247,200	277,900	379,300
45	248,400	280,100	380,700
46	249,400	282,200	382,300
47	250,500	284,300	383,800
48	251,500	286,300	385,300
49	252,200	288,200	386,700
50	253,400	289,700	388,200
51	254,600	291,400	389,500
52	255,700	293,000	390,800
53	256,800	294,400	392,200
54	258,000	296,300	393,500
55	259,000	298,200	394,800
56	260,100	300,100	396,100
57	261,100	302,100	397,100
58	262,100	304,200	398,400
59	263,100	306,500	399,700
60	264,100	308,500	400,900
61	264,900	310,600	402,000
62	265,600	312,700	403,300
63	266,300	314,800	404,500
64	267,000	316,900	405,600
65	267,500	319,000	406,800
66	268,700	320,600	408,000
67	269,900	322,100	409,100
68	271,100	323,600	410,200
69	272,100	325,100	411,300
70	273,300	327,000	412,400
71	274,500	328,900	413,500
72	275,700	330,900	414,600
73	276,700	332,700	415,600
74	277,600	334,600	416,200
75	278,500	336,500	416,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	279,500	338,400	417,400
	77	280,300	340,100	418,000
	78	281,200	341,800	418,400
	79	282,400	343,500	418,800
	80	283,300	345,200	419,200
	81	283,900	347,000	419,700
	82	284,800	348,500	420,100
	83	285,600	350,000	420,500
	84	286,300	351,500	420,800
	85	287,100	352,800	421,100
	86	287,900	354,300	421,500
	87	288,700	355,800	421,900
	88	289,500	357,300	422,200
	89	290,200	358,600	422,500
	90	290,900	359,900	422,800
	91	291,700	361,200	423,100
	92	292,400	362,600	423,300
	93	292,900	363,900	423,500
94	293,600	365,000		
95	294,300	366,100		
96	295,000	367,300		
97	295,600	368,300		
98	296,400	369,200		
99	297,200	370,100		
100	298,000	371,000		
101	298,600	371,800		
102	298,900	372,700		
103	299,200	373,600		
104	299,500	374,500		
105	299,900	375,200		
106	300,100	376,000		
107	300,300	376,900		
108	300,500	377,700		

109	300,800	378,400
110	301,100	379,300
111	301,400	380,100
112	301,600	380,900
113	301,800	381,700
114	302,100	382,500
115	302,300	383,300
116	302,600	384,200
117	302,800	385,000
118	303,100	385,700
119	303,400	386,400
120	303,600	387,100
121	303,800	387,800
122	304,100	388,500
123	304,300	389,200
124	304,500	389,800
125	304,800	390,400
126		391,000
127		391,600
128		392,200
129		392,700
130		393,100
131		393,500
132		393,900
133		394,400
134		394,700
135		395,000
136		395,300
137		395,600
138		395,900
139		396,200
140		396,500
141		396,800
142		397,100



	143			397,400
	144			397,700
	145			397,900
	146			398,200
	147			398,500
	148			398,700
	149			398,900
	150			399,100
	151			399,300
	152			399,500
	153			399,700
	154			399,900
	155			400,100
	156			400,300
	157			400,500
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円
		224,600	269,500	324,300

備考

- この表は、幼稚園に勤務する園長及び教員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	等級 号給	等級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	365,500	410,300	459,900
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	368,100	412,700	463,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	370,500	415,200	466,000
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	372,900	417,600	469,000
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	374,800	419,500	472,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	377,300	421,600	475,000

7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	379,600	423,700	478,000
8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	382,100	425,900	481,100
9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	384,500	427,800	483,800
10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	387,100	429,900	486,900
11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	389,700	432,000	489,900
12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	392,300	433,900	493,000
13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	394,600	435,600	495,700
14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	396,900	437,400	498,000
15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	399,100	439,300	500,300
16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	401,400	441,200	502,600
17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	403,200	443,000	504,600
18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	405,100	444,800	506,000
19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	407,000	446,600	507,500
20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	408,800	448,300	508,900
21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	410,600	450,100	510,100
22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	412,400	451,600	511,500
23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	414,200	453,000	513,000
24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	416,000	454,500	514,500
25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	417,600	455,900	515,600
26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	419,100	457,200	516,700
27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	420,600	458,500	517,900
28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	422,100	459,700	519,100
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	423,600	460,700	520,100
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	424,900	461,400	521,000
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	426,200	462,200	521,900
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	427,400	462,900	522,800
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	428,600	463,600	523,600
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	429,900	464,400	524,500
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	431,200	465,100	525,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	432,400	465,700	525,700
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	433,600	466,200	526,400
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	434,400	466,800	527,000
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	435,200	467,400	527,800
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	436,000	468,000	528,400

41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	436,600	468,500	528,900
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	437,300	469,000	
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	438,000	469,400	
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	438,700	469,700	
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	439,500	470,000	
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	440,300		
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	440,700		
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	441,400		
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	441,900		
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	442,300		
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	442,700		
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	443,100		
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	443,500		
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	443,900		
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	444,300		
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	444,600		
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	444,900		
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	445,300		
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	445,600		
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	445,900		
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	446,200		
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600			
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900			
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200			
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500			
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800			
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100			
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400			
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600			
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900			
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200			
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400			
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600			

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900			
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200			
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500			
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700			
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000			
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300			
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600			
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800			
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100			
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400			
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700			
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900			
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600				
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900				
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100				
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300				
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600				
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900				
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100				
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300				
	94	302,300	325,900	351,900	385,300						
	95	303,400	327,200	353,400	385,900						
	96	304,700	328,500	354,800	386,400						
	97	305,800	329,700	356,100	386,800						
	98	307,000	331,000	357,300	387,200						
	99	308,200	332,200	358,400	387,800						
	100	309,400	333,400	359,600	388,300						
	101	310,500	334,800	360,700	388,700						
	102	311,500	335,700	361,800	389,200						
	103	312,500	336,700	362,900	389,800						
104	313,500	337,800	364,000	390,300							
105	314,300	338,900	365,200	390,600							
106	314,900	340,000	365,700	391,000							
107	315,500	341,000	366,300	391,500							

108	316,100	342,000	366,900	391,800					
109	316,600	343,200	367,500	392,100					
110	317,100	344,200	368,000	392,600					
111	317,500	345,200	368,500	393,100					
112	318,000	346,100	369,000	393,600					
113	318,800	347,000	369,400	393,900					
114	319,500	347,900	369,800	394,400					
115	320,200	348,900	370,400	394,900					
116	320,800	349,900	370,900	395,400					
117	321,400	350,900	371,300	395,700					
118	322,200	351,300	371,800	396,200					
119	322,900	351,900	372,400	396,700					
120	323,700	352,500	372,900	397,200					
121	324,300	352,800	373,100	397,600					
122	324,600	353,200	373,600	398,100					
123	325,100	353,700	374,100	398,500					
124	325,600	354,100	374,500	399,000					
125	325,900	354,500	375,000	399,400					
126		354,900	375,500						
127		355,400	376,000						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						

	141		360,800	382,000							
	142		361,300								
	143		361,800								
	144		362,300								
	145		362,600								
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、消防官に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	等級 号給	等級			
		1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300

	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
定年	49	385,600	452,800	505,600	559,100
前再	50	386,400	454,500	506,900	560,000
任用	51	387,200	456,200	508,200	560,900
短時	52	387,700	457,900	509,500	561,800
間勤					
務職					

員以 外の 職員	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	



	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第5（第4条関係）

福祉保健職給料表

職員 の区 分	等級 号給	等級				
		1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200

13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000
14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000
15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900
16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800
17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500
18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500
19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300
20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200
21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100
22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000
23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900
24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800
25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700
26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600
27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500
28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400
29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900
30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700
31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500
32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100
33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800
34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200
35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600
36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000
37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400
38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600
39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800
40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800
41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900
42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100
43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200
44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300
45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000
46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700

	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300
定年	78	254,800	317,400	342,400	387,100	409,600
前再	79	255,700	318,000	342,900	387,600	409,900
任用	80	256,300	318,600	343,300	388,200	410,100

短時間勤務職員以外の職員	81	257,000	318,900	343,500	388,700	410,300
	82	257,500	319,200	343,800	389,100	
	83	258,100	319,800	344,300	389,500	
	84	258,700	320,100	344,700	389,900	
	85	259,300	320,400	345,000	390,100	
	86	260,100	320,700	345,300	390,300	
	87	260,800	321,000	345,800	390,600	
	88	261,500	321,300	346,200	390,900	
	89	262,000	321,700	346,500	391,100	
	90	262,800	322,100	346,900	391,400	
	91	263,600	322,400	347,300	391,700	
	92	264,300	322,600	347,500	391,900	
	93	264,700	323,100	347,800	392,100	
	94	265,200	323,500		392,400	
	95	265,700	323,700		392,700	
	96	266,400	324,100		392,900	
	97	267,100	324,500		393,100	
	98	267,800	324,900			
	99	268,500	325,300			
	100	269,200	325,600			
	101	269,600	325,800			
	102	270,100	326,100			
	103	270,500	326,400			
	104	270,900	326,700			
	105	271,100	327,100			
	106	271,300	327,300			
	107	271,600	327,600			
	108	271,900	328,000			
	109	272,200	328,400			
	110	272,500	328,700			
	111	272,800	329,100			
	112	273,000	329,400			
	113	273,300	329,700			

114	273,600	330,100		
115	273,900	330,400		
116	274,300	330,600		
117	274,600	330,800		
118	274,900	331,100		
119	275,300	331,500		
120	275,700	331,900		
121	275,900	332,100		
122	276,100			
123	276,500			
124	276,800			
125	277,000			
126	277,300			
127	277,700			
128	278,100			
129	278,300			
130	278,700			
131	279,100			
132	279,400			
133	279,600			
134	279,900			
135	280,300			
136	280,600			
137	280,800			
138	281,100			
139	281,400			
140	281,700			
141	281,900			
142	282,100			
143	282,300			
144	282,600			
145	283,000			
146	283,200			
147	283,500			

	148	283,800				
	149	284,100				
	150	284,300				
	151	284,600				
	152	284,800				
	153	285,100				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200

備考 この表は、保育士、保健師、薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第7中	「	250,900円	を	「	251,200円	に改める。
	248,300円	248,600円				
	245,700円	246,000円				
	243,100円	243,400円				
	240,500円	240,800円				
	237,900円	238,200円				
	225,900円	226,200円				
	214,000円	214,300円				
	202,000円	202,300円				
	190,200円	190,500円				
	178,400円	178,700円				
	164,000円	164,300円				
	149,700円	150,000円				
	135,400円	135,700円				
	121,100円	121,400円				
	106,100円	106,400円				
	91,300円	91,600円				
	76,100円	76,400円				
	57,000円	57,300円				
	38,600円	38,900円				
」	」					

第2条 和歌山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第26条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

（和歌山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項の表中

150,100円
185,200円
198,500円
227,800円
240,300円
253,000円
267,700円
286,000円
312,900円
346,600円
365,500円

を

162,100円
196,200円
208,000円
234,000円
246,400円
258,700円
273,200円
290,300円
316,200円
349,000円
368,100円

に改める。

（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

376,000円
422,000円
472,000円
533,000円
608,000円
710,000円
830,000円

を

380,000円
427,000円
477,000円
539,000円
615,000円
718,000円
839,000円

に改め、同条

第5項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条第1項の表中

150,100円
185,200円
198,500円
227,800円
240,300円
253,000円
267,700円
286,000円
312,900円
346,600円
365,500円

を

162,100円
196,200円
208,000円
234,000円
246,400円
258,700円
273,200円
290,300円
316,200円
349,000円
368,100円

に改める。

第5条 和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第6条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項の表中

187,700円
215,200円
255,200円
274,600円
289,700円
315,100円
356,800円
389,900円
441,000円

を

188,700円
216,200円
256,200円
275,600円
290,700円
316,200円
358,000円
391,200円
442,400円

に改め

る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条並びに附則第5項及び第7項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条（和歌山市職員給与条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の改正規定を除く。）の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定、第4条（和歌山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第7条第5項の改正規定を除く。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定及び第6条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定は令和5年4月1日から、第1条（給与条例第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の改正規定に限る。）の規定による改正後の給与条例の規定及び第4条（任期付職員条例第7条第5項の改正規定に限る。）の規定による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の任期付職員条例の規定又は第6条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の和歌山市職員の育児休業等に関する条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例又は第6条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の和歌山市職員の育児休業等に関する条例、第4条の規定による改正後の任期付職員条例又は第6条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の規定による給与の内払とみなす。  
（特別職給与条例の一部改正）
- 4 特別職給与条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に改める。
- 5 特別職給与条例の一部を次のように改正する。  
第4条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。  
（和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）
- 6 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。
- 7 和歌山市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。  
（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 8 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。



第19条第2項及び第32条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

（令和5年12月25日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第34号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第32条第2項中「100分の125」を「100分の135」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

等級 号給	1級
	円
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400

28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200
63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300

備考 事務補助員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるもの（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）に適用する。

行政職給料表（2）

等級	1級
号給	円

1	208,000
2	209,700
3	211,400
4	212,900
5	214,400
6	216,200
7	217,900
8	219,600
9	221,100
10	222,600
11	224,100
12	225,600
13	226,800
14	228,200
15	229,600
16	231,000
17	232,400
18	234,000
19	235,500
20	236,900
21	238,100
22	239,700
23	241,200
24	242,600
25	243,600

備考 市民相談専門員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

行政職給料表（3）

等級 号給	1級
	円
1	272,200
2	273,800
3	275,500
4	277,100
5	278,700
6	280,300
7	281,800
8	283,300
9	284,800
10	285,900
11	287,500
12	289,000
13	290,500
14	291,900

15	293,500
16	295,100
17	296,700
18	298,200
19	299,800
20	301,300
21	302,800
22	304,400
23	306,000
24	307,600
25	309,100
26	310,000
27	311,500
28	313,000
29	314,600
30	316,200
31	317,800
32	319,300
33	320,800
34	322,200
35	323,400
36	324,500
37	325,600
38	326,300
39	327,200
40	328,000
41	328,800
42	329,600
43	330,000
44	330,600
45	331,300
46	332,100
47	332,800
48	333,500
49	334,100
50	334,600
51	335,200
52	335,700

備考 研修講師その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第2（第4条関係）

福祉保健職給料表

等級	1級
号給	円

1	176,900
2	178,100
3	179,300
4	180,500
5	181,400
6	182,900
7	184,300
8	185,700
9	186,800
10	188,200
11	189,600
12	191,000
13	192,400
14	193,700
15	195,100
16	196,400
17	197,800
18	199,100
19	200,400
20	201,500
21	202,500
22	204,100
23	205,700
24	207,100
25	208,700
26	210,100
27	211,500
28	212,900
29	214,600
30	215,800
31	217,200
32	218,300
33	219,400
34	220,700
35	221,900
36	222,900
37	223,900
38	225,000
39	226,100
40	227,100
41	228,000
42	228,700
43	229,500

備考 特別支援教育支援補助員その他のこれらに準ずる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項後段を削る。

第32条第2項中「第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条」を削り、「合計額」とあるのは」の次に「、」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条（和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「条例」という。）第19条第2項及び第32条第2項の改正規定を除く。）の規定による改正後の条例の規定は令和5年4月1日から、第1条（条例第19条第2項及び第32条第2項の改正規定に限る。）の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月25日揭示済）

---

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第35号

和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の和歌山市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和5年12月25日揭示済）

---

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

#### 和歌山市条例第36号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条の3」を「第17条の4」に改める。

第7条の3中「及び第15条の2の2」を「、第15条の2の2及び第15条の2の3」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第9条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第11条の6の2中「及び第15条の2の2」を「、第15条の2の2及び第15条の2の3」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第11条の7中「第15条」の次に「及び第15条の2の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」を加える。

第14条第1項中「」となつた」を「」となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」に、「若しくは減少した場合（」を「又は減少した場合（」に改め、「又は特例被保険者等となつた場合」を削り、「、第11条の8」を「若しくは第11条の8」に、「に定める額若しくは同条第4項若しくは」を「（同条第4項又は」に、「同条第1項各号」を「場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の2の2第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第11条若しくは第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の2の2第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第15条の2の3第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に、「若しくは特例対象被保険者等となつた」を「若しくは特例対象被保険者等となり、若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた」に改め、同条第2項中「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第15条の2の2第1項に定める第11条若しくは第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第15条の2の2第4項第1号に定める額、第15条の2の3第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第15条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の2の2第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第5章中第15条の2の3を第15条の2の4とし、第15条の2の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第15条の2の3 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

（1）当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第17条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の10」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減

額後の第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第11条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の6の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第11条」とあるのは「第11条の10」と読み替えるものとする。

第5章中第17条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第17条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第15条の2の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和5年12月25日揭示済）

## 【 規 則 】



和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第61号

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（平成17年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給					
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600

	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
定年	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	359,900
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	360,400
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	360,900
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	361,200
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	361,700
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	362,200
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	362,700
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	363,100
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	363,600
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	364,100
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	364,600
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	365,000
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	365,500
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	366,000
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	366,500
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	366,900
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	367,400
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	367,900
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	368,400
	89	227,000	260,900	294,500	318,600	368,800
90	227,400	261,100	295,000	318,900	369,300	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	369,800	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	370,300	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	370,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	371,200	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	371,700	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	372,200	

97	229,300	262,900	298,000	320,700	372,600
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		

	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700

別表第3中 「

150,100円
185,200円
198,500円
227,800円
240,300円
253,000円

」 を 「

162,100円
196,200円
208,000円
234,000円
246,400円
258,700円

」 に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の和歌山市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
(令和5年12月25日揭示済)

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第62号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2講師の項中「2,780円」を「2,930円」に改める。

第2条 和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条に次の1項を加える。

3 条例第32条の2第2項の規則で定める額は、前項各号に定める額の合計額とする。

別表第1福祉保健職給料表職種別基準表中「主任介護支援専門員」の次に「、社会福祉士」を加える。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月25日揭示済）

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

### 和歌山市規則第63号

和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

技能労務職給料表

等級 号給	1級
	円
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700

28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800
41	196,800
42	198,200
43	199,400
44	200,600
45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	207,200
51	208,100
52	209,100
53	210,200
54	211,200
55	212,100
56	213,000
57	213,900
58	214,500
59	215,200
60	216,000
61	216,800

備考 清掃作業員、用務員、調理員、校務員、園務員、園舎清掃員、主務調理員、作業員、運転手及び犬捕獲員に適用する。

第2条 和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の和歌山市技能労務職の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月25日揭示済)

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第64号**

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成6年規則第67号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員の」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年12月25日揭示済)

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第65号**

和歌山市開発行為等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市開発行為等に関する規則（平成12年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条の3に次の1号を加える。

(4) 条例別表第3第2号に掲げる区域内においては、開発面積は、3,000平方メートル以上であること。

ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。

第20条の10に次の1号を加える。

(4) 条例別表第3第2号に掲げる区域内においては、建築する建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上であること。ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年12月25日揭示済)

**【 告 示 】****和歌山市告示第494号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和5年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和5年12月21日揭示済)



**和歌山市告示第495号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和6年1月9日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年12月21日揭示済)

**和歌山市告示第496号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第4期 第5期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年1月4日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年12月21日揭示済)

**和歌山市告示第497号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年12月1日、同月9日及び同月15日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年12月7日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

## (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月21日揭示済)

## 和歌山市告示第498号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、大新公園及び中之島公園	令和5年12月1日、同月4日、同月5日、同月6日、同月11日、同月12日及び同月14日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

## (1) 自転車等の鍵

## (2) 住所及び氏名を確認できるもの

## (3) 印鑑

## (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和5年12月21日揭示済)

**和歌山市告示第499号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年12月21日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和5年12月25日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月1日、同月9日及び同月13日	令和5年9月21日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月7日	令和5年9月21日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月5日	令和5年9月21日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年9月4日、同月5日、同月11日、同月12日、同月14日及び同月15日	令和5年9月21日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番

電話 422-4100

(令和5年12月21日揭示済)

**和歌山市告示第500号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市に次のとおりあらたに生じた土地の確認をした。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

(1) 和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面埋立地 162.33平方メートル

(2) 和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面埋立地 26.59平方メートル

(令和5年12月25日揭示済)

**和歌山市告示第501号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり字の区域を定めた。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

次の区域を和歌山市湊字青岸坪に編入する。

- (1) 和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面埋立地 162.33平方メートル
- (2) 和歌山市湊字青岸坪1337番1及び1337番2の地先公有水面埋立地 26.59平方メートル  
(令和5年12月25日揭示済)

**和歌山市告示第502号**

令和5年12月22日市議会定例会において議決された令和5年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓  
(令和5年12月25日揭示済)

**和歌山市告示第503号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和2年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年1月24日に変更する。
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年1月24日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年1月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年1月24日に変更する。
令和5年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年1月24日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年12月25日揭示済)

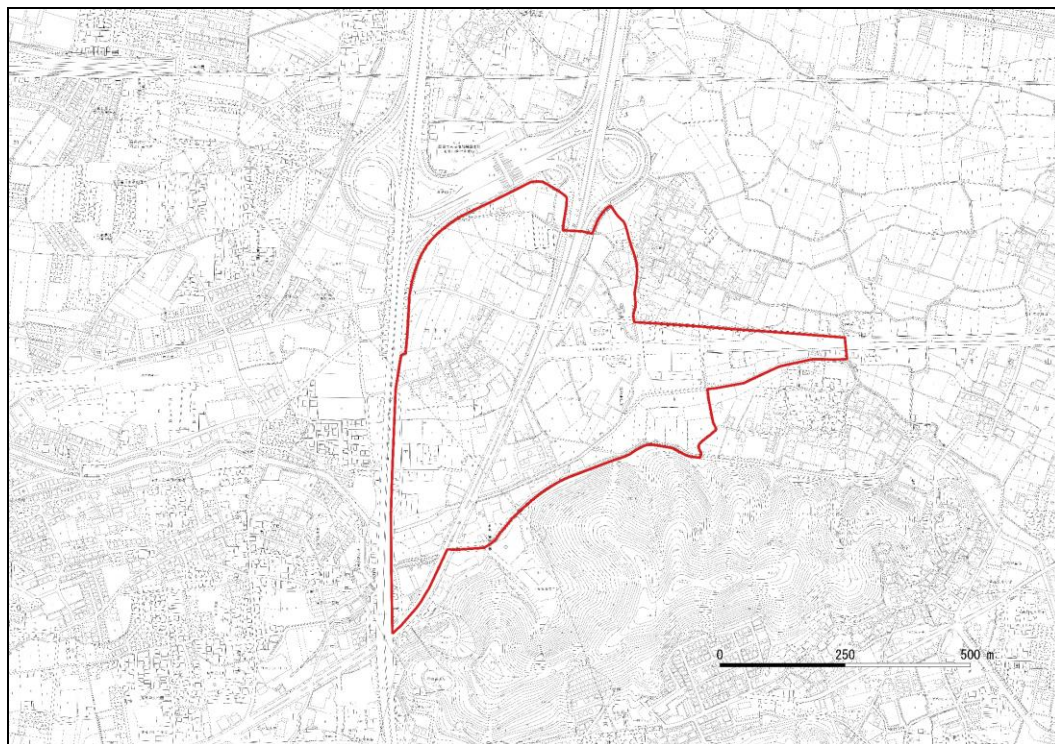
**和歌山市告示第504号**

和歌山市開発行為等に関する条例別表第3第1号及び第2号の規定による市長が指定する区域を次のように指定する。

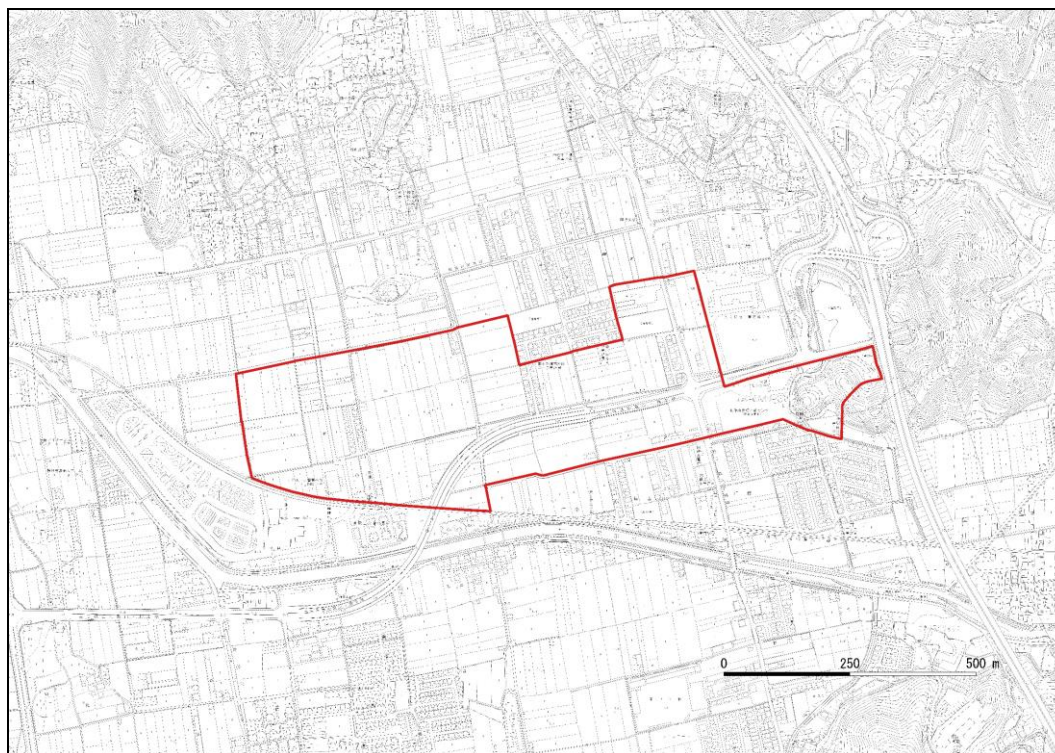
令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 和歌山市開発行為等に関する条例別表第3第1号に規定する区域



2 和歌山市開発行為等に関する条例別表第3第2号に規定する区域



（令和5年12月25日揭示済）

**【 公 告 】**

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振

興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和5年12月22日から令和6年1月22日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和5年12月22日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 意見書の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和6年1月22日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

## 2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和6年2月6日（郵送にあつては、同日の消印のあるものまでとする。）

(3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があつたことを知った日

オ 異議申出の趣旨及び理由

カ 教示の有無及びその内容

キ 異議申出の年月日

（令和5年12月22日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年12月25日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市園部字下田出590番、590番1、591番1、660番5	（登載省略）

（令和5年12月25日揭示済）

【 企 業 局 規 程 】

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第13号

和歌山市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の給与に関する規程（昭和37年水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員 の区 分	等級 号給	等級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000

13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	



	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			

79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			

	112		301,600	350,500						
	113		301,800	351,000						
	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

企業職特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

別表第4（第2条関係）

企業職任期付職員給料表

職務の級	給料月額
1級	162,100円
2級	196,200円
3級	208,000円
4級	234,000円
5級	246,400円

6級	258,700円
7級	273,200円
8級	290,300円
9級	316,200円
10級	349,000円
11級	368,100円

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月25日から施行し、この規程による改正後の和歌山市企業職員の給与に関する規程（附則第3項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置については、一般職の職員の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の和歌山市企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月25日揭示済)

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

## 和歌山市企業局規程第14号

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和41年水道局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第9項を削る。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年12月25日揭示済)

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年12月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

## 和歌山市企業局規程第15号

和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年企業局規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表（1）

等級 号給	1級
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600

6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600
23	191,800
24	194,000
25	196,200

備考 事務補助員、事務員、試験検査補助員、下水道普及活動員に適用する。

企業職給料表（2）

等級 号給	1級
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000

22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000

備考 作業員に適用する。

第2条 和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和5年12月25日から施行し、第1条の規定による改正後の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の和歌山市企業局会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（令和5年12月25日揭示済）